

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業

香川県内第53号 (令和元年5月17日認定決定)

株式会社香川銀行 (高松市)



企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)の認定を受けることができます。

認定を受けると、認定マークを自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺・ホームページ・求人広告等に使用することができます。

計画期間中の主な取組

◆労働者数 1292人(うち女性592人) ◆計画期間 平成29年4月1日から平成31年3月31日

【両立支援に関する取組および制度】

- 事業所内保育園「トモニスマイル保育園」を設置しました。
- 体調不良児保育を実施。地域枠による一般の方の利用も可能です。
- 子の看護休暇は子が中学校就学始期まで利用できます。
- 所定外労働の免除制度は子が中学校就学始期まで利用できます。
- 男性のための出産休暇(イクメン休暇)は配偶者(妻)の産前6週間、産後8週間の間に5日取得可能です。

【働き方の見直しに資する労働条件整備の取組】

- 所定外労働時間削減に向け、「定時退行日を月2回以上継続促進」を目標に掲げ、全営業店・本部で「ノー残業デー」を実施しました。
- 平成30年度は、全店統一「ノー残業デー」を月3回継続実施することによって所定外労働の削減に取り組みました。

【育児休業等取得状況】

- 計画期間中に女性労働者32名が育児休業を取得し、取得率は84.2%でした。
- 計画期間中に育児休業を取得した男性労働者が3名、小学校就学前の子の育児目的休暇(イクメン休暇)を利用した男性労働者が5名いました。
- 計画期間中に、男性労働者のうち、育児休業及び企業独自の育児目的休暇を利用した者の割合は20.5%でした。

当行では、事業所内保育所を設置するなど、従業員が安心して働くことのできる職場環境の整備を進めております。

今後もワークライフバランス(仕事と家庭の両立)実現のため、働きやすい職場環境作りに積極的に取り組んでまいります。



事業所内保育園のイベントの様子

一般事業主行動計画の取組、くるみん・プラチナくるみん認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室 (tel 087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館 2F

香川労働局ホームページ <http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>